

# 子ども・子育て支援事業計画 (概要版)

遠軽町

## 1. 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や女性の継続的な就労、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

子育て支援をめぐることは、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本町においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育てることが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、本計画を策定します。

## 2. 計画の期間

計画期間については、平成27年度を開始初年度とし、平成31年度までの5年間とします。

また制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、平成31年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しをおこなうものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子ども・子育て支援事業計画				
				計画見直し

## 3. 計画の策定体制

下記内容に基づき、計画の策定を行いました。

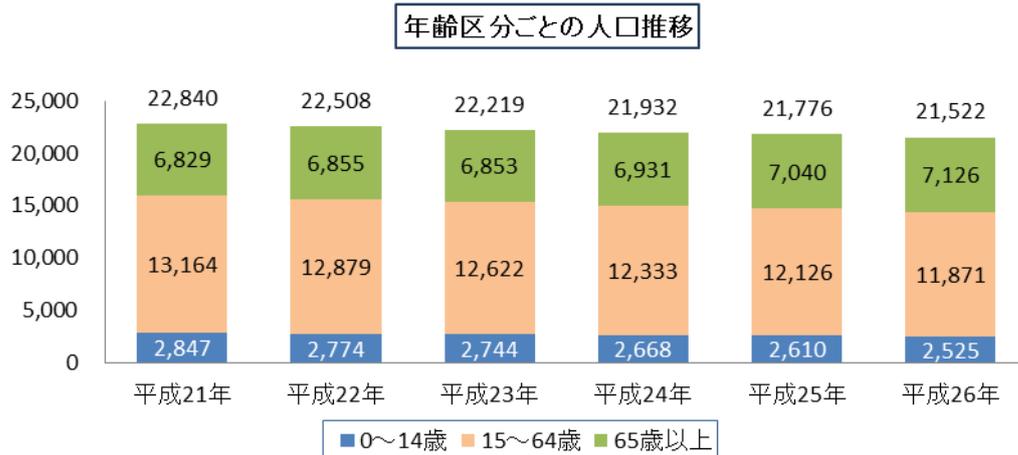
- 子ども・子育て会議の設置
- アンケート調査の実施
- 国・道との連携

## 4. 人口の動向

### (1) 遠軽町の人口推移

本町の人口は、平成21年の22,840人から平成26年の21,522人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、平成21年の6,329人から平成26年の7,126人と増加傾向にあり、一方14歳までの年少人口は、平成21年の2,847人から平成26年の2,525人と減少傾向となっており、少子高齢化が進行しています。

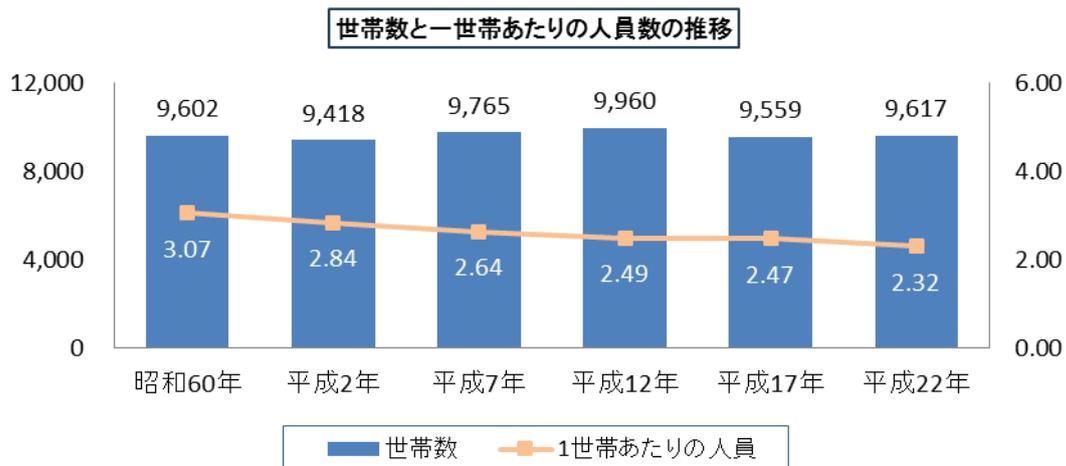


各年4月1日現在

### (2) 世帯の推移

国勢調査による遠軽町の世帯数は、年度ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

1世帯あたりの人員は、昭和60年の3.07人から平成22年の2.32人と減少しており、核家族化の進行が見られます。



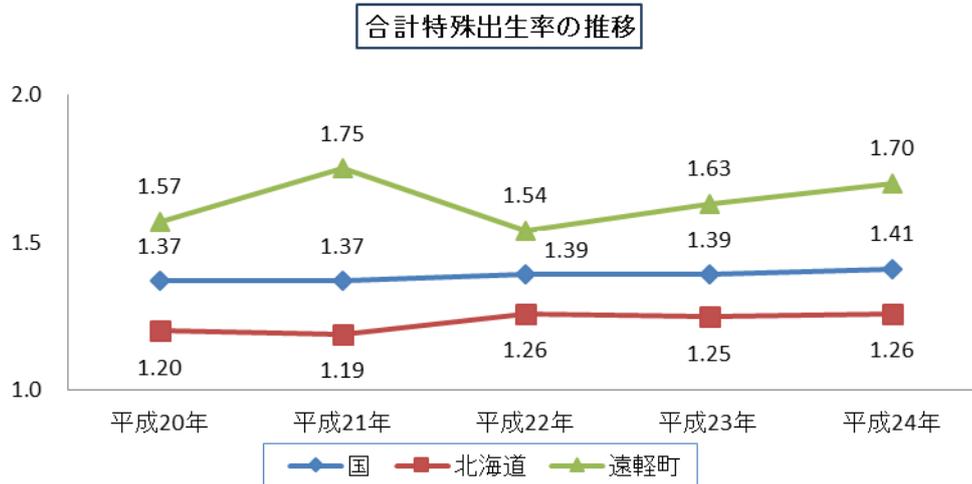
国勢調査

### (3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

遠軽町の合計出生率を国や道と比較すると、すべての年度において国、道の水準を上回っています。このことは、本町が比較的に子どもを産み育てやすいまちであると言えます。

しかしながら人口の自然減とならない基準は2.08と言われており、引き続き施策の展開を行っていく必要があります。



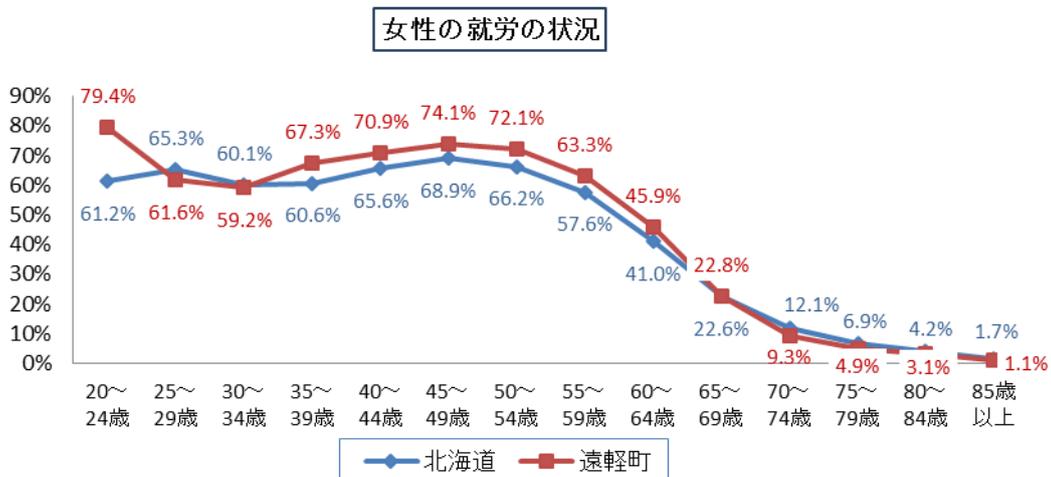
保健福祉課資料

### (4) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

遠軽町における女性の就労状況を道平均と比較してみると、25～34歳、70歳以上で道よりも低くなっており、それ以外の年代では道平均を上回っています。

前出の合計特殊出生率の平均が国、道よりも高く、かつ35歳～64歳で女性の就労率が高い結果となっており、働きながら子育てがしやすいまちであると言えます。

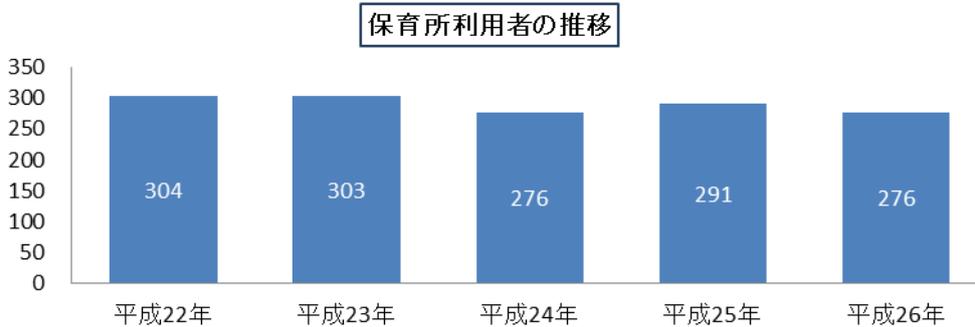


平成22年 国勢調査

## 5. 子育て支援の状況

### (1) 保育所の状況

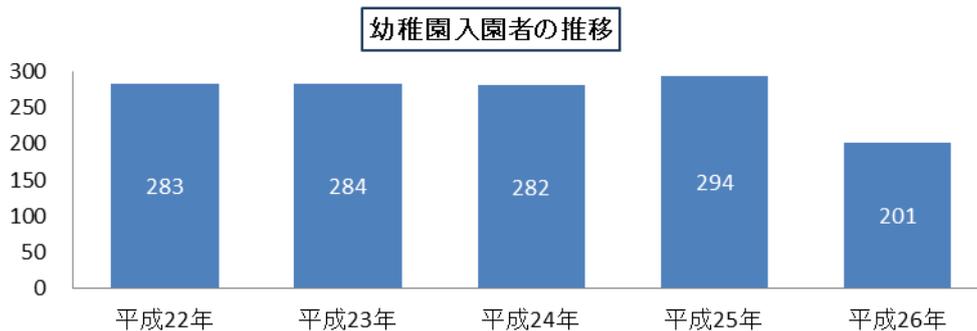
保育所利用者数の合計は、平成 22 年の 304 人から平成 26 年では 276 人と年度ごとの増減が見られるものの減少しています。



各年 5 月 1 日現在

### (2) 幼稚園の状況

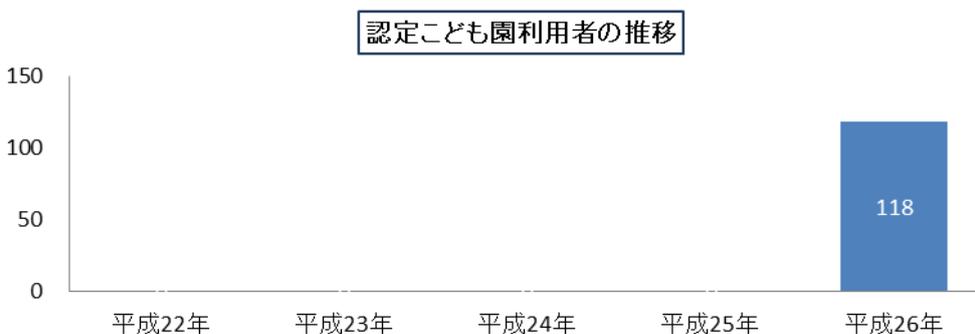
幼稚園利用者数は、平成 22 年の 283 人から、平成 25 年の 294 人とほぼ横ばいで推移していました。平成 26 年度より、遠軽中央幼稚園が認定こども園に移行しています。



各年 5 月 1 日現在

### (3) 認定こども園の状況

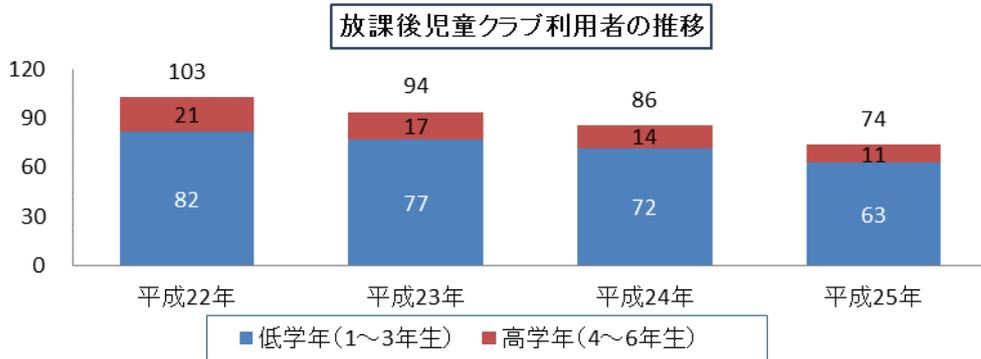
遠軽町の認定こども園は、平成 26 年度より遠軽中央幼稚園が移行して開設しました。平成 26 年度の利用者は 118 人です。



各年 5 月 1 日現在

#### (4) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数の合計は、年度ごとのばらつきが見られ、平成22年の103人が最も多く、平成25年の74人が最も少なくなっています。



各年5月1日現在

## 6. 将来人口推計

以下に、平成27年から平成31年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の平成31年には総人口が20,136人、年少人口が2,310人と見込まれています。

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口(0~14歳人口)	2,516	2,471	2,426	2,383	2,310
未就学児(0~5歳)	980	968	932	920	901
小学生(6~11歳)	1,010	958	958	938	948
中学生(12~14歳)	526	545	536	525	461
生産年齢人口(15~64歳)	11,502	11,225	10,955	10,723	10,522
老年人口(65歳以上)	7,222	7,273	7,312	7,263	7,304
総人口	21,240	20,969	20,693	20,369	20,136

※コーホート法による推計

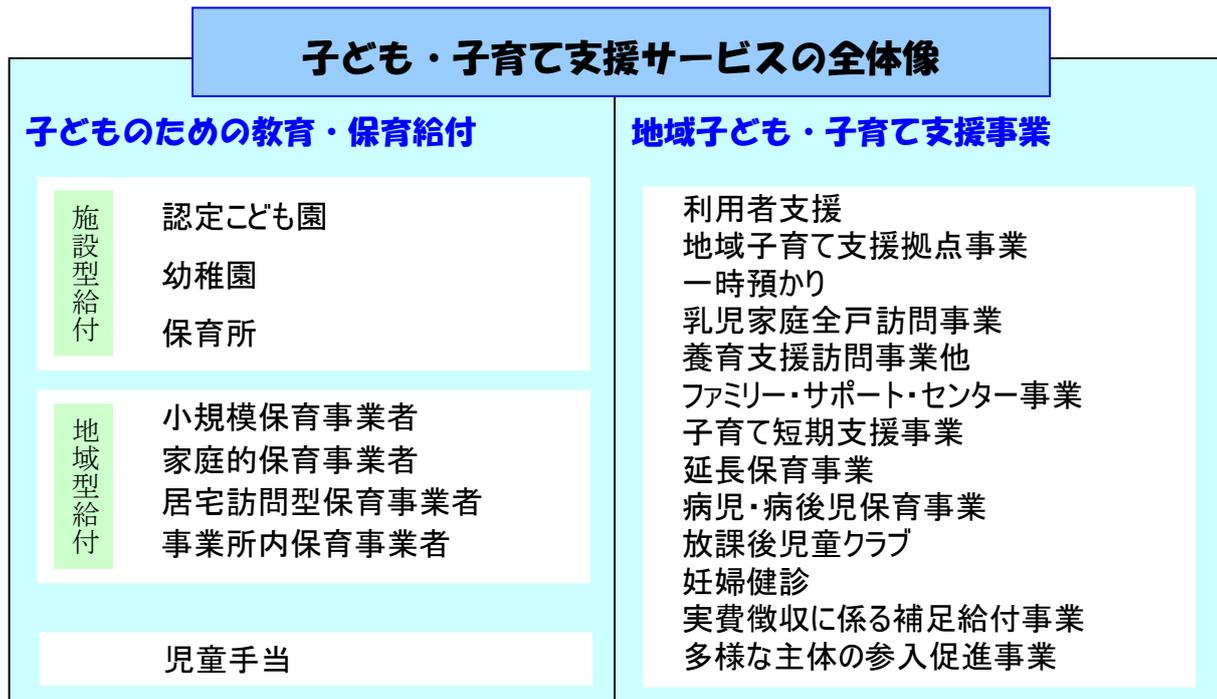


## 7. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



## 8. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

### (1) 本町の教育・保育提供区域について

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

### (2) 提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

## 9. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

### (1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

#### 【量の見込み】

(単位 人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	309	307	295	291	284
2号認定	169	168	160	160	157
3号認定(0歳)	26	26	25	24	23
3号認定(1・2歳)	114	113	110	107	104
B. 確保提供数	615	615	615	615	615
2号認定	365	365	365	365	365
3号認定(0歳)	34	34	34	34	34
3号認定(1・2歳)	216	216	216	216	216
差異(B-A)	306	308	320	324	331

#### 【確保の方策】

確保提供数は、各保育所の定員、面積・人員配置等から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

なお、「B.確保提供数」の3号認定(0歳)は、全町的には確保されていますが、遠軽地域の確保提供数の不足が見込まれることから、今後、確保提供方策を検討していきます。

### (2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

#### 【量の見込み】

(単位 人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	292	289	278	274	269
B. 確保提供数	355	355	355	355	355
差異(B-A)	63	66	77	81	86

#### 【確保の方策】

確保提供数は、各幼稚園の予想定員数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

## 10. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

### (1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【確保の方策】

本事業については、引き続き担当課の窓口による対応を行います。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【量の見込み】

(年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	5,596	5,648	5,700	5,756	5,806
B. 確保提供数	11,575	11,575	11,575	11,575	11,575
差異(B-A)	5,979	5,927	5,875	5,819	5,769

#### 【確保の方策】

確保提供数は、各事業・施設の受入可能な人数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

### (3) 一時預かり事業

#### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

#### 【量の見込み】

(年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	17,113	16,978	16,201	16,201	15,931
B. 確保提供数	26,100	26,100	26,100	26,100	26,100
差異(B-A)	8,987	9,122	9,899	9,899	10,169

#### 【確保の方策】

確保提供数は、各幼稚園の予想提供可能数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

## ②幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

### 【量の見込み】

（年・延人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	1,905	1,871	1,767	1,732	1,677
B. 確保提供数	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058
差異(B-A)	153	187	291	326	381

### 【確保の方策】

本事業は、平成26年度から実施しています。利用実績はまだ出ていませんが、ニーズ調査による利用希望があることから、見込み量を設定しました。

確保提供数は、遠軽中央保育園の一時預かりの利用可能数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成27～31年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

また、現在行っていない日曜日・祝日の一時預かりについては、今後、需要と供給体制を総合的に判断し対応を検討していきます。

## （４）乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

### 【量の見込み】

（年・実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問数	160	160	160	160	160

### 【確保の方策】

近年の出生数の平均数により算出しました。今後も継続して事業の展開を行います。

## (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問数	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

事業としての実施はありませんが、今後も引き続き保健事業として支援の必要な家庭に対して保健師による訪問や相談等の支援を実施していきます。

## (6) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【確保の方策】

本事業は、遠軽町では実施していません。また、ニーズ調査による利用の希望もないものの、計画期間において、検討を行います。

## (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

### 【量の見込み】

(年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	1	1	1	2	2
B. 確保提供数	730	730	730	730	730
差異(B-A)	729	729	729	728	728

### 【確保の方策】

確保提供数は、委託先の施設の受入人数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、現在の体制による確保提供数での対応が可能です。

## (8) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み	185	182	176	173	170

### 【確保の方策】

本事業は、遠軽町では実施していないものの、ニーズ調査による利用希望があることから、町立保育所の保育時間の終期を現在の 18 時から、18 時 30 分に延長することにより対応します。

## (9) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

### 【量の見込み】

(年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み	159	157	151	149	146

### 【確保の方策】

本事業は、遠軽町では実施していないものの、ニーズ調査による利用希望があることから、計画期間内において、実施主体、実施場所、実施類型等総合的に検討を行います。

## (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	73	76	80	81	84
低学年(1~3年)	62	66	70	71	73
高学年(4~6年)	11	10	10	10	11
B. 確保提供数	230	230	230	230	230
差異(B-A)	157	154	150	149	146

### 【確保の方策】

確保提供数は、現在の各児童クラブと平成27年度からスタートする丸瀬布児童クラブの受け入れ可能数から算出しました。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成27~31年度の計画期間において、ニーズ量と確保提供数が同等で推移していることから、確保提供数での対応が可能です。

### (11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【量の見込み】

(年・実人数／延回数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受診者数	290	290	290	280	280
受診件数	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950

#### 【確保の方策】

保健師による面接と妊婦 1 人につき 1 4 回の受診票と、平成 2 7 年度からは超音波検査の受診票も発行し、健康管理等の充実を図り、今後も継続して事業の展開を行います。

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

平成 2 7 年度から実施される新規事業です。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### 【確保の方策】

国の動向に応じて、助成を実施していきます。

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

平成 2 7 年度から実施される新規事業です。特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### 【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。